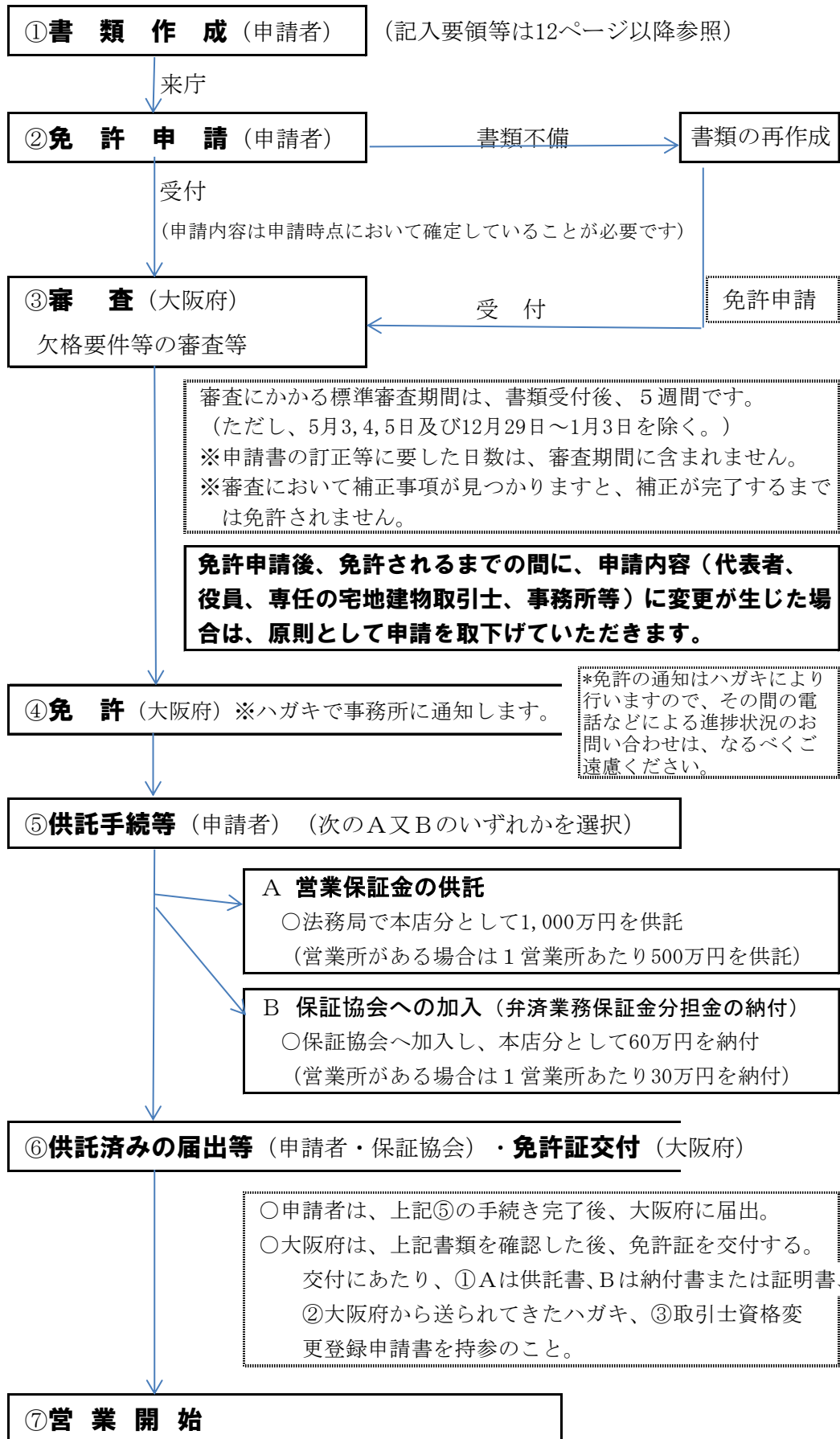


2 免許の申請手続き

1 新規の免許申請

(1) 新規免許申請のフローチャート



※協会加入業者の営業開始日については、協会が大阪府に供託済みの届出を行った後となるため、協会の指示に従って下さい。

※免許換えの免許申請は、基本的に新規の免許申請に準じます。

3 免許申請書の作成

1 免許申請書作成にあたっての留意事項

■留意事項

- 次ページの表に従って必要書類をそろえ、番号順に並べて、綴じずにお持ちください。
- 書類には「法定様式」に書き込むものと、別途用意する書類（添付する書類）があります。
- 各書類作成の説明及び記入例は、15ページ以降を参照してください。
- 別途用意する書類（添付する書類）については、下記の点に注意してください
 - ※ 身分証明書や商業登記簿の履歴事項全部証明書など、官公庁が発行する証明書類の有効期間については、申請時点で発行日から3か月以内のものを使用してください。
 - ※ 代表者、役員等で専任の宅地建物取引士を兼ねている方は「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」はそれぞれ1枚ずつで構いません。
 - ※ 現在事項全部証明書では受付できません。履歴事項全部証明書が必要です。
- 新規申請時、専任の宅地建物取引士が、他の宅地建物取引業者に従事していた場合、申請日より前に前従事先を退職した旨の登録を済ませておく必要があります。また、新規免許証受取りの際に新しい従事先を登録する必要があります。
- 審査の必要上、次ページ以外の資料を提出していただくことがあります。

■書類の提出部数（知事免許の場合）

正本1部、副本1部（副本は申請書控えとして返却します。）

■個人免許から法人免許への切り替え「法人成り」について

個人免許から法人免許に切り替えを希望される場合（「法人成り」と呼んでいます。）には、以下の条件を満たすときに限り、特例として現在の免許を維持したまま法人としての新規申請を受付ています。免許番号については免許の主体（個人、法人）が変わるため、継続はできません。

- ・このために設立させた法人であること（設立後6月以内）
- ・個人免許と法人代表者が同一人であること。
- ・個人免許と法人の専任の宅地建物取引士が同一人であること。（代表者と別人でも可）
- ・事務所の所在が同一場所
- ・個人免許の有効期限が、法人成り申請後4か月後以上あること。

※上記の条件にあわない場合は、個人免許を先に廃業し、その後の新規申請となります。なお、逆の「個人成り」の特例は設けていません。

注意点

申請に不備があり、その補正が遅れたこと等の理由により、法人免許への切り替え申請（審査）中に個人免許の有効期間が満了となった場合、宅建業免許は失効します。申請時の事務所の写真については、個人の会社名と法人の会社名を両方掲示したものをご注意ください。また、業者票は個人免許のものを掲示してください。法人成り後、個人業者として供託した営業保証金は使用できませんのでご注意ください。なお、営業保証金の手続きを免許日から3か月以内に行わないと免許を取り消すことがあります。